

東近江行政組合個人情報保護条例施行規則

平成 17 年 10 月 21 日
東近江行政組合規則第 14 号

改正 平成 28 年 3 月 17 日 規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東近江行政組合個人情報保護条例（平成17年東近江行政組合条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 3 条 条例第13条の規定により作成する個人情報取扱事務登録簿(様式第 1 号)は、事務局総括管理課に置き、閲覧に供するものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第 4 条 条例第19条の規定による開示請求等をしようとする者は、当該請求する個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出又は提示するものとする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他これらに類するものとして管理者が適当と認めるもの

(2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げるもの及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として実施機関が適当と認めるもの

(開示請求等)

第 5 条 条例第19条に規定する開示請求は個人情報開示請求書（様式第 2 号）、訂正等の請求は個人情報訂正等請求書（様式第 3 号）により行うものとする。

(請求に対する決定等の通知)

第 6 条 条例第20条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 開示をする旨の決定 個人情報開示決定通知書 (様式第4号)
- (2) 部分開示をする旨の決定 個人情報部分開示決定通知書 (様式第5号)
- (3) 開示をしない旨の決定 個人情報非開示決定通知書 (様式第6号)
- (4) 訂正等をする旨の決定 個人情報訂正等決定通知書 (様式第7号)
- (5) 一部を訂正等する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書 (様式第8号)
- (6) 訂正等をしない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書 (様式第9号)
- (7) 開示請求を拒否する旨の決定 個人情報存否応答拒否決定通知書 (様式第10号)
- (8) 開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定 個人情報不存在決定通知書 (様式第11号)

2 条例第21条第5項の規定による通知は、個人情報開示等決定期間延長通知書 (様式第12号) により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第21条第1項及び第2項のその他必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開示請求に係る個人情報が含まれる公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 条例第21条第1項に規定する第三者に対する通知を書面により行うときは、開示決定に係る意見照会書 (様式第13号) により行うものとする。

3 条例第21条第2項に規定する第三者に対する通知は、開示決定に係る意見照会書 (様式第14号) により行うものとする。

4 条例第21条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、開示決定に係る意見書 (様式第15号又は様式第16号) により行うことができる。

5 条例第21条第3項後段に規定する第三者に対する通知は、開示決定に係る通知書 (様式第17号) により行うものとする。

(利用停止請求)

第8条 条例第25条第1項の利用停止請求書は個人情報利用停止請求書 (様式第18号) とする。

(平28規則11・一部改正)

(利用停止請求者に係る本人等の確認に必要な書類)

第9条 第3条第1項の規定は、条例第25条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類について準用する。

(平28規則11・追加)

(利用停止請求に対する決定の通知)

第10条 条例第27条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第19号)

(2) 一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書(様式第20号)

2 条例第27条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書(様式第21号)により行うものとする。

(平28規則11・追加)

(利用停止決定等の期間延長の通知)

第11条 条例第28条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

(平28規則11・追加)

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第12条 条例第29条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(平28規則11・追加)

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平28規則11・一部改正)

付 則

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成28年3月17日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 限 的 取 扱 事 項	<input type="checkbox"/>	思想・信条・信教	制限的取扱事項を取扱う根拠	
	<input type="checkbox"/>	犯罪に関する事	<input type="checkbox"/>	法令等に定めがある 根拠法令：
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	その他社会的差別の原因となるおそれのある事項	<input type="checkbox"/>	事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めた (事由)	
個 人 情 報 の 取 集 先	本人から収集		本人以外からの収集根拠	
	<input type="checkbox"/>	本人	<input type="checkbox"/>	本人の同意がある
	<input type="checkbox"/>	法定代理人	<input type="checkbox"/>	法令等に定めがある
	本人以外から収集		<input type="checkbox"/>	出版・報道等により公にされている
	<input type="checkbox"/>	実施機関内	<input type="checkbox"/>	緊急、かつ、やむを得ないと認められる
	<input type="checkbox"/>	他の実施機関(官公庁)	<input type="checkbox"/>	事務執行上やむを得ない、又は相当の理由があると実施機関が認めた (理由)
	<input type="checkbox"/>	代理人(委任状等)		
	<input type="checkbox"/>	民間・法人		
<input type="checkbox"/>	その他 ()	本人以外からの具体的な情報収集先		

様式第2号 (第5条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住所

請求者 氏名

電話番号 () —

東近江行政組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示の請求をします。

開示請求に係る個人情報 の内容(開示請求をしようとする 個人情報が特定できるように具 体的に記載してください。)	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴及び写しの交付
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人

法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話 ()
請求者から見た関係 (続柄)	

- (注) 1 欄には、該当するところにレ印を記入してください。
 2 請求の際には、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。
 3 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、2の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。

[受付職員記入欄] この欄は、記入しないでください。

区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人)
本人等の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理権の確認方法	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> その他
処 理 経 過	

様式第3号 (第5条関係)

個人情報訂正等請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住所

請求者 氏名

電話番号 () ー

年 月 日付け開示を受けた個人情報について、東近江行政組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり訂正等の請求をします。

訂正等請求に係る個人情報の内容 (開示された個人情報の内容)		
訂正等を求める箇所及び訂正の内容	訂正前	
	訂正後	

法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、次の欄にも記入してください

本人の氏名	
本人の住所	電話 ()
請求者からみた関係 (続柄)	

(注)1 請求の際には、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類 (運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等) の提示が必要です。

2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明する書類の提示が必要です。

〔受付職員記入欄〕 この欄は、記入しないでください

区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (未成年者・成年被後見人)
本人等の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理権の確認方法	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> その他
処理経過	

様式第4号 (第6条関係)

個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり開示をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示請求書受理年月日	年 月 日		
個人情報の開示の日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分
個人情報の開示の場所			
担当課・署等	課・署 係		
備考	電話		

- (注) 1 指定された個人情報の開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課・署まで連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。

様式第5号 (第6条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり部分開示をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示請求書受理年月日	年 月 日		
個人情報の開示の日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分
個人情報の開示の場所			
開示をしないこととした部分			
開示をしないこととした理由			
開示することができるようになる期日	年 月 日		
担当課・署等	課・署 係 電話		

- (注) 1 指定された個人情報の開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課・署まで連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。
- 3 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。開示を希望される場合は、その期日以後に改めて請求してください。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(平28規則11・一部改正)

様式第6号 (第6条関係)

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示請求書受理年月日	年 月 日
開示をしないこととした理由	
開示することができるようになる期日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

(注) 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。開示を希望される場合は、その期日以後に改めて請求してください。

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第7号 (第6条関係)

個人情報訂正等決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり訂正等をすることに決定しましたので通知します。

訂正等請求のあった箇所	
個人情報訂正等請求書受理年月日	年 月 日
訂正等の内容	
訂正等年月日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

様式第8号 (第6条関係)

個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり一部訂正等をすることに決定しましたので通知します。

訂正等請求のあった箇所	
個人情報訂正等請求書受理年月日	年 月 日
訂正等の内容	
訂正等をしないこととした部分	
一部の訂正等をしないこととした理由	
訂正等年月日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第9号 (第6条関係)

個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正等請求のあった箇所	
個人情報訂正等請求書受理年月日	年 月 日
訂正をしないこととした理由	
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第10号 (第6条関係)

個人情報存否応答拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで開示請求のありました個人情報について、東近江行政組合個人情報保護条例第17条の規定による拒否をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示をしない理由	(個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する理由)
担当課・署等	課・署 係 電話

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第11号 (第6条関係)

個人情報不存決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで開示請求のありました個人情報について、次のとおり個人情報が不存であるため、通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示をしない理由	(個人情報不存の理由)
担当課・署等	課・署 係 電話

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第12号 (第6条関係)

個人情報開示等決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報については、東近江行政組合個人情報保護条例第20条第4項の規定により次のとおり決定をする期間を延長しましたので通知します。

開示請求等に係る個人情報の内容	
開示請求書等受理年月日	年 月 日
延長の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長する理由	
担当部課・署等	電話 課・署 係
備考	

様式第13号 (第7条関係)

開示決定に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

東近江行政組合個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第19条の規定により個人情報の開示請求がなされている公文書に、次のとおりあなた (貴団体) に関する情報が記録されています。

つきましては、当該公文書を開示するか否かの決定を行ううえにおいて参考とするため、条例第21条第1項の規定に基づき、あなた (貴団体) のご意見をお聴きしたいと存じますので、 年 月 日までに別紙「開示決定に係る意見書」によりご回答くださるようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報が記録された公文書の名称	
公文書に記録されているあなた (貴団体) の情報の内容	
担当課・署等 (意見書返送先)	所在： 課・署 係 電話
備考	

様式第14号 (第7条関係)

開示決定に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



東近江行政組合個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条の規定により個人情報の開示請求がなされている公文書に、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、当該公文書を開示するか否かの決定を行ううえにおいて参考とするため、条例第21条第2項の規定に基づき、あなた（貴団体）のご意見をお聴きしたいと存じますので、 年 月 日までに別紙「開示決定に係る意見書」によりご回答くださるようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報 が記録された公文書の 名称	
公文書に記録されてい るあなた（貴団体）の 情報の内容	
上記の公文書に記録さ れている情報が人の生 命、健康、生活又は財 産を保護するため、開 示することが必要であ ると認められる情報に 該当する理由	
担 当 課 ・ 署 等 (意見書返送先)	所在： 課 ・ 署 係 電話
備 考	

様式第15号 (第7条関係)

開示決定に係る意見書

年 月 日

(実施機関) 様

住所

氏名

電話番号 () ー

年 月 日付 第 号で照会のありましたことについて、
次のとおり回答します。

開示請求に係る個人情報 が 記録された公文書の名称	
意 見	<input type="checkbox"/> 公開されても支障を生じない。
	<input type="checkbox"/> 公開されると支障を生じる。
	理由 〔開示されることにより、予想される不利益の内容について、 できるだけ具体的に記入してください。〕

(注) 各欄に必要事項を記入し、□には該当するものに「レ」印を入れてください。

様式第16号 (第7条関係)

開示決定に係る意見書

第三者	住所			
	氏名			
	電話番号			
意見聴取の日時及び場所	年 月 日	午前 午後	時	分
	(場所)			
意見聴取の方法	<input type="checkbox"/> 窓口へ来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他(訪問等)			
開示請求に係る個人情報 が記録された公文書の名称				
第三者に係る情報の概要				
意見聴取の内容	<input type="checkbox"/> 公開されても支障を生じない。			
	<input type="checkbox"/> 公開されると支障を生じる。			
	理由 [開示されることにより、予想される不利益の具体的内容]			
意見聴取者	課・署		係(担当)	
	職	氏名		

様式第17号 (第7条関係)

開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



あなた(貴団体)に関する情報が記録されている個人情報の開示の諾否について、東近江行政組合個人情報保護条例第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり決定しましたので、同条例第21条第3項後段の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報が記録された公文書の名称	
公文書に記録されているあなた(貴団体)の情報の内要	
決定の内容及び理由	
開示年月日	年 月 日 ()
担当部課・署等	課・署 係 電話
備考	

(注) 開示を実施するまでに異議申立てがなされなかった場合には、異議申立ての期間内であっても公開されることとなります。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・一部改正)

様式第18号 (第8条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住所

請求者 氏名

電話番号 () ー

年 月 日付け開示を受けた個人情報について、東近江行政組合個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり利用停止の請求をします。

利用停止請求に係る個人情報の内容 (開示された個人情報の内容)	
利用停止を求める箇所	
利用停止を求める内容	

本人以外の方が請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	電話 ()
請求者から見た関係 (続柄等)	

(注) 1 請求の際には、本人又は請求者自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提出又は提示が必要です。

2 本人以外の方が請求をする場合は、注1の書類のほか代理人の資格又は請求権を証明するもの(戸籍謄本、登記事項証明書、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状、遺言書等)の提出又は提示が必要です。

[受付職員記入欄] この欄は、記入しないでください。

区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等
本人等の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理権の確認方法	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
処 理 経 過	

様式第19号 (第10条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止については、東近江行政組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
個人情報利用停止請求書 受理年月日	年 月 日
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話 — —
備考	

(平28規則11・追加)

様式第20号 (第10条関係)

個人情報一部利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、東近江行政組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
個人情報利用停止請求書 受理年月日	年 月 日
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分	
一部の利用停止をしないこととした理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話 — —
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として（東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・追加)

様式第21号 (第10条関係)

個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、東近江行政組合個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求のあった箇所	
個人情報利用停止請求書 受理年月日	年 月 日
利用停止をしないこととした理由	
担当課・署等	課・署 係 電話 — —
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則11・追加)

様式第22号 (第11条関係)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、東近江行政組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
請求書の受理年月日	年	月	日
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
延長する理由			
担当課・署等	課・署	係	
	電話	—	—
備考			

(平28規則11・追加)

様式第23号 (第12条関係)

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、東近江行政組合個人情報保護条例第29条を適用することとし、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
請求書の受理年月日	年	月	日
延長後の決定期間	年 月 日から		(日間)
	年 月 日まで		
東近江行政組合個人情報保護条例第29条の規定を適用する理由			
担当課・署等	課・署 係		
	電話	—	—
備考			

(平28規則11・追加)